

## 放送を巡る諸課題に関する検討会（第24回）議事要旨

### 1. 日時

令和元年9月11日（水）11時15分～12時45分

### 2. 場所

総務省地下2階 講堂

### 3. 出席者

#### （1）構成員

多賀谷座長、新美座長代理、伊東構成員、岩浪構成員、大谷構成員、奥構成員、北構成員、清原構成員、近藤構成員、鈴木構成員、宍戸構成員、長田構成員、三尾構成員、三膳構成員

#### （2）オブザーバ

（一社）衛星放送協会、（一社）日本ケーブルテレビ連盟、（一社）日本民間放送連盟、日本放送協会、日本テレビ放送網(株)、(株)テレビ朝日、(株)TBSテレビ、(株)テレビ東京、(株)フジテレビジョン

#### （3）総務省

鈴木事務次官、吉田情報流通行政局長、奈良総括審議官、吉田大臣官房審議官、湯本情報流通行政局総務課長、豊嶋同局放送政策課長、塩崎同局放送技術課長、井幡同局地上放送課長、三島同局情報通信作品振興課長、香月同局放送政策課企画官

### 4. 議事要旨

#### （1）放送事業の基盤強化に関する検討分科会の検討状況について

- ・ 事務局（豊嶋放送政策課長）から、「資料24-1 放送事業の基盤強化に関する検討分科会中間取りまとめ」に沿って説明が行われた。
- ・ 事務局（井幡地上放送課長）から、「資料24-2 放送事業の基盤強化に関する検討分科会AMラジオ放送のあり方に関する取りまとめ」に沿って説明が行われた。

#### （2）改正放送法の施行に向けた準備状況等について

- ・ 事務局（豊嶋放送政策課長）から、「資料24-3 改正放送法の施行に向けたNHK関係の省令等の整備についての意見募集結果（概要）～主な提出意見と総務省の考え方～」に沿って説明が行われた。
- ・ 日本放送協会から、「資料24-4 常時同時配信の準備状況について」に沿って説明が行われた。

#### （3）意見交換

- ・ 各構成員等から以下のとおり発言があった。

## <放送事業の基盤強化に関する検討分科会の検討状況について>

### 【清原構成員】

AMラジオ放送のあり方に関する取りまとめは大変有意義。昨年9月には、北海道胆振東部地震による長期の停電が発生し、現時点でも台風15号の影響で、千葉県や神奈川県で停電が続いている。停電地帯の友人に状況を聞いたところ、本当に不安であり、ラジオ、テレビ等で情報を収集しているような状況とのことだった。これは、「資料24-1」p2において「2018年北海道胆振東部地震被災地での地震直後の時期におけるメディア別信頼度評価では、ラジオ（89.5%）とテレビ（84.1%）」となっていることにも現れている。また、今回の台風によりスマートフォンも電源が使えなくなるとインターネットの情報が使えないという課題も鮮明化した。平時のラジオ放送の情報の魅力も多くあり、平時に使用しているからこそ非常時にも活用される。AMラジオ放送のあり方に関する取りまとめにおける課題であるFM補完中継局制度の見直しに関連して、政見放送がFM放送ではなされていないということについても、総務省自治行政局等との連携が必要な課題と感じた。AMラジオ放送のあり方に関する課題への対応の具体化について、今後の展望をご教示いただきたい。

### 【事務局（井幡地上放送課長）】

2023年の再免許時以降にAM停波の実証実験を行うことになっており、実証実験でもAM放送を一部停波する場合が出てくることから、その時期までに政見放送に関する部分を含めて必要な制度的な対応が必要。そのため、今後の展望としては、「資料24-2」p6の今後のスケジュールにあるとおり、2020年秋を目途にAM停波を伴う実証実験の具体案を公表すべきとの提言をいただいているため、総務省としてもこちらを目指して、関係者と相談しながら検討を進めてまいりたい。

### 【鈴木構成員】

「資料24-2」p2において「経営判断によってFM同期放送のための設備整備を行う民放事業者」とあり、この「経営判断」の中には、放送地域が広いとか山が非常に多いといった放送局が置かれた地域特性が含まれると思う。検討すべき課題として、同資料p5において山間地等における方策の検討が必要と指摘されているが、FM放送は電波が弱く、信号とノイズの比が一定の割合以下となると全く聞こえなくなるという特性がある。これに対し、AM放送は信号とノイズの比が低くなくても徐々に聞こえにくくなるという特性があることから、耳を傾けて雑音の中からでも情報を聞き取ることが可能。そのような特性も踏まえて、例えば、大きな災害時や国家の非常時にAM放送をどこまで残す必要があるか。あるいは、悪天候の中、登山者等に対してNHK以外の放送の情報も届けていくことも一部地域では考える必要がある。これらについて検討し、AM放送を残す判断を行ったときは十分なサポートが得られるよう配慮が必要だと思う。また、FM放送の受信機について、90メガヘルツまでしか受信できないものがたくさん残っていることから、さらに普及に努めていただきたい。カーオーディオのFMワイドバンドに対応している受信機は、100メガヘルツまで受信できるものもあり、AM放送を今後どうしていくかということと併せて検討が必要。最後にFM放送をFMチューナーで聞く方が、インターネット経由で聞くよりもスマートフォンの電池が3倍に伸びるといった話もあることから、スマートフォンへのFMチューナー内蔵を標準とするといった配慮や支援が必要である。

### 【三尾構成員】

「資料24-1」p9において、ローカル局の経営状況は健全である一方、広告収入を今後伸ばすことは困難であるということが指摘されている。また、ローカル局にはこれまでのキー局を中心とするテレビ番組の放映だけでなく、地方の特性を生かした情報を発信していくことが求められていると指摘されている。ローカル局は、これまでのビジネスモデルから少し殻を破り、より地域の住民に必要な情報を適切に情報提供することが求められていると思う。これはローカル局に求められる資質は非常に高いと考えている。例えば、視聴データやAI等を活用した情報収集や新たな番組制作、海外展開の期待はあるが、かなりハードルが高いと思う。例えば、インターネットに放送番組を使用する場合の権利処理だけでもローカル局だけで対応できるのか疑問。そのため人材の育成や派遣によるボトムアップが必要ではないかと思う。それに対して国から支援といったことを行っていく必要があると思う。

#### 【近藤構成員】

昨年と今年と民放連から依頼受け、ラジオ番組、生ワイドの番組審査を担当したことで、ローカル局が頑張っていること、個人の実感としてコンテンツは西側がおもしろく、そのことを関東の人が知ることができたらいと感じた。そのため、各地で行っているスマホ教室の仲間とradikoを勉強しようという活動を始めた。すばらしい番組であっても、それを広く発信することが難しいという現実がある。番組の中でSNSと連動したコンテンツも増えており、多くの人にも知ってほしいと思う。

#### 【奥構成員】

ラジオの収益は広告モデルのため、広告主への配慮が必要。ラジオは、テレビと異なり一部のヘビーリスナーが長時間聞くことから、リスナーが偏在しているという特徴がある。聞けていた人が聞けなくなるということに関して、広告主からの評価を慎重に検討する必要がある。ラジオが届かない人がいるというのは、広告として非常に厳しいことから今後の課題だと思う。ラジオは車で聞く人が非常に多いメディアである。一方屋外受信に比べて比率は低いが、実はradikoにより屋内で聞く人が若者を中心にかなり多い。この状況がAM放送をFM放送に転換する際に影響を与えるか様子を見る必要がある。

#### <改正放送法の施行に向けた準備状況等について>

#### 【宍戸構成員】

「資料24-5」の第8条で「実施計画の実施状況（サービスの利用状況に関する情報および収支実績を含む。）を取りまとめるとともに、これについて評価を行う」と規定されており、これは「資料24-3」p5の下段の民放連の意見を踏まえて、総務省においてインターネット活用ガイドラインを修正したことによるものであり、適切であると思う。今後、サービスの利用状況に関する情報のとりまとめにあわせて評価をNHKにおいて行う場合、同時配信を含むインターネット活用業務がどれほど利用されて公共的な価値を生んでいるのか、また他の動画配信サービスと比較してインターネット活用業務はどうかの評価をしていただきたい。次に、同時配信を含むインターネット活用業務によって、NHKの公共放送としての機能がどれだけ上がるのか。例えばNHKの番組全体として接触率がどれだけ上がるのか、テレビ離れが言われる若い世代が、この同時配信を含むインターネット活用業務によって、NHKの放送番組に若い世代が触れるようになったのかといった点について分析・評価してほしい。更に、インターネット活用業務によって民放も含めた放送のメディア価値がどれだけ向上しているのかといった点を分析・評価していただき、国民に分

かりやすくお示しいただくということ、NHKにおいて検討してほしい。その上で、分析・評価した結果を公表してほしい。

【清原構成員】

「資料24-4」p3のとおり、インターネット活用業務審査・評価委員会に関する規定の整備の規定が設けられたことは有意義と考えている。特に公益性の観点から積極的な実施が求められる業務への取組について、積極的に有意義な審査・評価をしてほしい。ユニバーサル・サービスへの取組や国際インターネット活用業務に加えて、法改正により明確になった「地方向け放送番組の提供」及び「他の放送事業者が行う業務への協力」について評価する場合には、内部における評価はもちろん重要だが、実施の状況把握や利用者の声を反映することも有意義であり、子供、高齢者、あるいは障害のある方などの利用実態を適切に把握し、審査・評価することが重要。公共放送としての役割、そして民放との連携による効果をしっかりと検証することが必要で、そのためには、視聴者、利用者参加は不可欠であることから、そうした枠組みで検証を進めてほしい。

【鈴木構成員】

出張者を含めて外国で頑張っている日本人に日本語の公共放送を届け、又は日本に非常に強い興味を持っている方にNHKの日本語の放送を届ける。それをどう実施、実現していくのかを検討してほしい。

【近藤構成員】

「資料24-4」p6のNHKオンデマンドのサービスの変更で、常時同時配信・見逃し番組配信開始時はNODワンパックに再編ということになると、受信契約をしている人はプラス900円で、スマホを通じて、いつでもオンデマンドの番組を見られるという理解でよいか。

【日本放送協会（荒木専務理事）】

そのとおり。

【三尾構成員】

NHKの常時同時配信に関して、民放のインターネット業務への協力ということも一つの課題になっていると思うが、民放のインターネット業務の取組において、権利処理が非常に大きな課題になっており、先行するNHKの取組が非常に注目されているところ。特にこの点について、NHKが行う権利処理に関する具体的な内容、状況、それにかかる費用、人材の負担などに関して、民放の参考となるよう開示、報告してほしい。

【伊東構成員】

「資料24-4」のp9③の「国際インターネット活用業務」について、現在、外国語で実施されているNHKワールドJAPANでは、既にインターネット経由でも同時に番組を提供されていると理解しているが、それに加えて、更にどのような情報をネット経由で提供しようとしているのか教えてほしい。同頁における上限費用の中で、③（国際インターネット活用業務）の金額が一番大きく、①（放送法上の努力義務）に②（ユニバーサル・サービス）を加えたものに匹敵する額となっている。限られた予算の中で、どこにどう割り振るのかも重要であるため質問したい。

【日本放送協会（荒木専務理事）】

NHKワールドJAPANは、ご指摘のとおり、今でもインターネットで展開している。今後、NHKワールドJAPANを中心とする海外発信力を更に強化していくことを考えている。世界各国の状況として、海外発信は放送からインターネットに移行していく傾向がある。そうした中で、海外発信力強化の一環として、インターネットでの海外発信を強化していきたい。国際放送の予算は、放送とインターネット両方に使っているが、放送番組の中でもインターネットで流せるものはインターネットに流し、SNSを通じた動画の配信やインターネットを通じたプロモーションによって海外発信力の強化をしていきたいことから、これだけの金額を盛り込んでいる。また、多言語展開を考えており、英語のみでなくさまざまな言語、多言語で展開するには、インターネットも非常に有効であることから、力を入れていきたい。

#### 【奥構成員】

「資料24-4 常時同時配信の準備状況について」のp7の上限2.5%について、民放から基本的にはNHKの業務拡大、あるいは民放への競争という意味での肥大化、三位一体という言葉も含めて、議論があった。今まで上限2.5%の枠のなかでやりくりしていた状況に、新しい同時配信事業が発生しても、2.5%のままというわけにはいかないというのが一般的な感覚だと思う。今回公益性の観点から積極的な実施が求められる業務を切り出したことで分かりやすくなった。それによって明細が別途出るなどの見える化ができよいと思う。そのような中でも、同頁①の民放業務への協力に関しては、今までの放送業界の歴史として、地デジ化、4K・8K化について、リーダーシップをとってきているのは、二元体制の中でもNHKである。NHKには、さまざまな形で協力をいただいて、民放とのネット上における二元体制、あるいは共通のプラットフォームをできる限り進めていく役目を期待したい。

#### 【岩浪構成員】

テレビ、ラジオは人々の生活のライフラインという話があるが、台風15号により千葉県は3日たっても停電している地域が多いと聞いている。停電しているのでテレビは映らないし、スマホの通信状況は徐々に復旧しているようだが充電はできない。それでも気象の情報、交通とか生活の情報も含めてテレビを見たいという人が多いと思う。こういったときこそライフラインとしての真価が問われるが、改めて何をもってテレビであるかということを考えるべきではないだろうか。また、NHK技研が研究開発した成果は、NHKだけでなく放送業界全体のものであると認識している。世界的にはインターネット上のビデオ配信などの激烈な開発競争が行われており、イノベーションを抑制している場合ではない。何とか研究開発成果を共有できるような方法は考えられないのかと思う。

#### 【新美座長代理】

「資料24-4」p5でIDを受信契約者とその家族（同一生計）単位で認めるとあるが、インターネット、特にスマホになると完全に個人化する。そのとき、家族であれば1個のIDでとすることでもいいのかどうか。家族の実態は多様化しており、同一生計が指す意味や範囲の境界が分からない。法律論的にいえば、主体が確定できない方法でIDを付すというのは紛争の種となる。同時配信をするときは、その契約の相手方の確定、利用できる者の範囲の確定は丁寧に整理すべき。すぐ直してほしいということではないが、懸念として示させてもらう。

#### 【長田構成員】

スマホ、タブレット、PCなどの複数の端末でIDをとりたいと思う人もいるのではないかと。

時視聴の上限について、イメージを教えてください。

【日本放送協会（荒木専務理事）】

同時視聴の上限とは、同じ時間に見ることができる人の上限のことで、利用できる端末の上限ではない。IDを持っていれば、さまざまな端末で使えるようになる。上限の数は検討中であり、さまざまな世帯の人数などを考えながら決めたい。

【新美座長代理】

従来の電波の場合には何人視聴しても構わなかったが、インターネットで、大家族の家族全員が端末を持っているときに全員が見たいとなると状況が変わる。同時視聴の上限規制を行うに当たって慎重に検討してほしい。

【宍戸構成員】

新美先生がご指摘いただいた受信契約の単位を巡る問題は、放送法上、明確な規律がなく、放送受信規約で定められているところ。今後、常時同時配信が進み各世帯での利用実態が把握される中で、NHKだけでなくむしろ総務省も含め検討されるべき課題。まずはNHK自身において中長期的にこの問題について、NHKのあり方を含めて検討し、それに対する提案をもらうことが必要。

【多賀谷座長】

今回の検討会においては、インターネット活用業務の実施基準について、NHKからご報告いただくとともに、その概要について、各構成員からさまざまなご意見をいただいた。

特にパブコメにおいて注目度の高かったインターネット活用業務に関する費用については、基本的業務は費用上限を受信料収入の2.5%とするとともに、公益性の観点から、積極的な実施が求められる業務は別途上限を設けて管理することが明確となった。

一方で、インターネット活用業務の会計上の透明性確保にかかわるという改正省令やガイドラインの趣旨を踏まえれば、別途上限を設ける各業務については、その費用の詳細や算定根拠も明確にする必要があるところ、NHKにおいては、引き続き検討を行う必要があると考える。

また、構成員から様々な意見があったが、まとめると、評価の在り方については、単にNHKによる端的な評価というのではなくて、常時同時配信によって接触率がどのくらい上がっているか、NHKとの公共放送としての機能があがっているかということについても広く、評価をすべきであり、その評価はNHKだけではなくて、利用者とか、その他の第三者的な評価も必要だろうという意見があった。

また、別途上限を設ける各業務については、特に、そのような形で公益的な業務を別立てにするということは、非常に評価されることであるとともに、その場合において、例えば民放との努力義務については、権利処理とか、あるいはネット上の連携体制については、民放と協力するよう努めていただきたいというような意見もあった。

また最後には、受信者の単位について、放送の既存の概念自体に大きく影響を及ぼすので、それについても、多分NHKだけでなく、総務省も検討しなければいけない議論であるとの指摘があった。

NHKにおいては本日、このように各構成員からいただいた意見、またNHKが行う実施基準の変更案の意見募集に寄せられることになる一般の意見などを十分に踏まえて、常時同時配信の実施内容についてご検討いただきたい。

また、本検討会においても引き続きフォローしてまいります。

（以上）